



# 重要なお知らせ

「セルフメディケーション税制の明細書」を提出してください。また、明細書の記入内容確認のため、法定納期限の翌日から5年間、市民税課から領収書又は取組を行ったことを明らかにする書類（下記参照）の提示又は提出を求める場合がありますので、ご自宅等で保管して下さい。なお、**領収書や取組みを行ったことを明らかにする書類のみでの医療費控除の申告は受付できません。**

## セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、セルフメディケーション税制による医療費控除特例の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。**

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方を対象として、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)が年間1万2千円を超えるときは、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

### 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

#### (1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（下記参照）を確認し、該当する取組内容のいずれか一つチェックします。

#### (2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

### 2 特定一般用医薬品等購入費の明細

#### (1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。  
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

#### (2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

#### (3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

#### (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

### 領収書の表示例

八尾市薬局

八尾店 TEL:072-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
八尾市本町 1-1-1

■ 領収書 ■

20XX年4月1日(土)12:00

★シゼイDX ￥1,273

ズツウヤク60 ￥760

ハンドソープ ￥298

★シンコク胃腸薬MN ￥891

小計 4点 ￥3,222

合計 ￥3,222

内消費税 ￥238

お預り ￥4,000

お釣り ￥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
八尾市薬局	シゼイDX、シンコク胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇	13,753 円	円
〃	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇	円	円

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

## 必要書類

### ●この「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)

### ●医薬品の購入等の領収書(保管)

### ●適用を受ける年度分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(保管)

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業所もしくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

#### ◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証

#### ◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

#### ◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)

#### ◎特定健康診査の領収書又は結果通知表

(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健康保険組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

#### ◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表

(「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健康保険組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は検診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをしての写しでも差支えありません。

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、随時品目の追加、削除が行われていますので、詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。